

瀬戸内国際芸術祭 2022「県内連携事業」募集制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸内国際芸術祭 2022「県内連携事業」において実施する「県内周遊事業（ハッシュタグキャンペーン）」（以下、「県内周遊事業」という。）の対象事業の募集について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本県内周遊事業は、香川県内の観光スポット又はアートイベント（以下、「観光スポット等」という。）と瀬戸内国際芸術祭 2022（以下、「芸術祭」という。）とが連携することにより、芸術祭の来場者に開催エリア以外の観光スポット等を巡っていただき、芸術祭の会場はもとより、県内全域の活性化を図ることを目的とする。

(募集対象事業)

第3条 募集対象事業は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 香川県内の観光スポット等で、芸術祭と連携することにより相乗効果が期待できるもの
- (2) アートイベントにあっては、その開催期間の全部又は一部が、令和4年4月14日から令和4年11月6日までの期間に含まれていること

(応募資格)

第4条 県内周遊事業に応募ができる者は、当該応募に係る観光スポットの所有者若しくは管理者又はアートイベントの主催者であって、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 香川県内に施設又は活動拠点を有する事業者、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っていない者

(応募申込み)

第5条 県内周遊事業に応募しようとする者は、別に定める「瀬戸内国際芸術祭 2022『県内周遊事業』募集要領」において定める申込期間内に、次の各号に掲げる書類を香川県に提出するものとする。なお、当該応募で得た情報は県内周遊事業にのみ使用し、適切な取扱いを行うものとする。

- (1) 瀬戸内国際芸術祭 2022「県内周遊事業」申込書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2-1号様式又は第2-2号様式）
- (3) 団体や事業等に関する参考資料（報告書やパンフレットなど）

(事業の決定)

第6条 香川県は、別に設置する瀬戸内国際芸術祭 2022「県内周遊事業」審査委員会の意見を聞いて、県内周遊事業の対象事業を決定する。

2 香川県は、決定の結果について、第3号様式又は第4号様式により、それぞれ当該応募者に通知する。

3 決定の有効期間は、決定の日から芸術祭の閉幕又は事業終了のいずれか早い日までとする。

(事業内容の変更)

第7条 県内周遊事業の対象事業として決定を受けた者(以下、「選定者」という。)は、応募した際の内容に変更が生じるときは、あらかじめ次の各号に掲げる書類を香川県に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、その変更が軽微なものであるときは、この限りではない。

- (1) 瀬戸内国際芸術祭 2022「県内周遊事業」対象事業変更承認申請書(第5号様式)
- (2) 事業計画書(第2-1号様式又は第2-2号様式)
- (3) その他香川県が必要と認める書類

(変更の承認)

第8条 香川県は前条の規定による変更承認申請書の提出があった場合において、その内容が適当であると認めたときは、これを承認するものとする。

- 2 香川県は、前項の規定による承認をするに当たり、必要と認めるときには、審査委員会の意見を聞くことができる。
- 3 香川県は、第1項の規定による承認をしたときは、速やかに選定者にその旨を第6号様式により通知するものとする。

(事業の廃止又は中止)

第9条 選定者は、事業の廃止又は中止をしようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる書類を香川県に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 瀬戸内国際芸術祭 2022「県内周遊事業」対象事業廃止(中止)承認申請書(第7号様式)
- (2) その他香川県が必要と認める書類

(廃止又は中止の承認)

第10条 香川県は、前条の規定による廃止(中止)承認申請書の提出があった場合において、その内容がやむを得ないと認めたときは、これを承認するものとする。

- 2 香川県は、前項の規定による承認をするに当たり、必要と認めるときには、審査委員会の意見を聞くことができる。
- 3 香川県は、第1項の規定による承認をしたときは、速やかに選定者にその旨を第8号様式により通知するものとする。

(決定の取消し)

第11条 香川県は、選定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、県内周遊事業の対象事業としての決定を取り消すことができ、選定者にその旨を第9号様式により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申込みにより決定を受けたとき
- (2) 県内周遊事業の対象事業としてふさわしくない行為があったとき
- (3) アートイベントの実施を継続することが困難であると認められるとき

(連携の内容)

第12条 香川県は、事業の名称等に付加するものとして、別に定める「瀬戸内国際芸術祭 2022『県内周遊事業』募集要領」において定める冠呼称を選定者が使用することを承認する。

- 2 選定者が、所管する広報物に、県内周遊事業の冠呼称を使用する場合は、事前に香川県の確認を受けることとする。
- 3 選定者は、所管する広報物に、県内周遊事業の冠呼称を使用した場合、又は芸術祭に関する情報を掲

載した場合、その成果物を香川県に1部提供するものとする。

(瀬戸内国際芸術祭実行委員会の対応)

第13条 香川県は瀬戸内国際芸術祭実行委員会と連携し、瀬戸内国際芸術祭実行委員会は県内周遊事業の趣旨を考慮し、芸術祭の来場者を県内に誘導するために、決定した県内周遊事業の対象事業について、芸術祭公式ホームページなどの広報物に事業を掲載するなど必要な措置を講じるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。